

○茨城県後期高齢者医療広域連合次期標準システム実装推進室設置規程

令和6年9月4日
訓令第7号

(設置)

第1条 茨城県後期高齢者医療広域連合次期電算処理システム(以下「次期標準システム」という。)の実装を推進するため、茨城県後期高齢者医療広域連合内にプロジェクト・チームを置く。

2 プロジェクト・チームの名称は、次期標準システム実装推進室(以下「推進室」という。)とする。

(所掌事務)

第2条 推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 茨城県後期高齢者医療広域連合における次期標準システムの実装の推進に関すること。

(2) 次期標準システムの活用に関すること。

(3) 前2号に掲げる事務に係る関係機関との調整に関すること。

(構成員)

第3条 推進室にチーム・リーダー、サブ・リーダー及びメンバーを置く。

2 チーム・リーダーは、必要に応じ、アドバイザーを任命し、意見を聴取することができる。

3 構成員は、別表1で定める。

(職責)

第4条 チーム・リーダーは、上司の命を受け、推進室の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 サブ・リーダーは、上司の命を受け、推進室の所掌事務を整理するとともに、チーム・リーダーを補佐する。

3 メンバーは、上司の命を受け、推進室の所掌事務に従事する。

(事務の決裁)

第5条 広域連合長の権限に属する事務の専決及び代決に係る茨城県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程(平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合訓令第1号)の規定の適用については、同規程の規定(別表第2 休暇及び時間外勤務命令及び休日勤務命令及び職務専念義務免除の承認の項の規定を除く。)中「事務局次長」とあるのは「チーム・リーダー」と、「課長」とあるのは「サブ・リーダー」とする。

(関係がある課の協力義務)

第6条 茨城県後期高齢者医療広域連合における次期標準システムの実装の推進について関係がある課の長は、推進室の運営について積極的に協力しなければならない。

(その他)

第7条 チーム・リーダーは、推進室の所掌事務の進捗状況等について、必要に応じて広域連合長に報告及び相談を行い、その指示を受けるものとする。

2 チーム・リーダーは、推進室の所掌事務が全て完了したときは、速やかに広域連

合長に報告しなければならない。

- 3 広域連合長は、前項の報告を受けたときは、速やかに推進室を解散するものとする。

附則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

(別表1)

茨城県後期高齢者医療広域連合 次期標準システム実装推進室 構成員

	役職	氏名	所属	備考
1	チーム・リーダー	■■ ■■	■■■■■	
2	サブ・リーダー	■■ ■■	■■■■■	
3	係長	■■ ■■	■■■■■	
4	主任	■■ ■■	■■■■■	
5	主任	■■ ■■	■■■■■	
6	主事	■■ ■■	■■■■■	